



コンビニでは、どんな薬が買えるの？

病院、薬局が閉まっている夜間や休日、突然に体の具合が悪くなった時、救急車を呼ぶほどではないし常備薬も無いような場合、コンビニに行けば薬を買えるのをご存じですか？

薬は、大きく3種類①医療用医薬品（医師の処方箋に基づいて薬剤師が調剤する薬）②要指導医薬品（薬剤師が対面で情報提供や指導が義務つけられている薬、例えば劇薬、一部のアレルギー薬や解熱鎮痛薬など）③一般用医薬品（患者が自分の病状にあわせて薬局などで買える薬で副作用リスクの高い順に第1類医薬品～第3類医薬品に分けられます。第1類は薬剤師の情報提供が義務づけられている薬。第2類は薬剤師もしくは登録販売者の情報提供が努力義務となっている薬、第3類は販売登録者がいれば特に義務のない薬。）に分類されます。



コンビニは、殆ど薬剤師をおいていないので第1類医薬品を取り扱うことは出来ませんが、登録販売者をおけば第2類医薬品と第3類医薬品を取り扱うことが出来ます。第2類医薬品には一般的なかぜ薬、胃腸薬、解熱鎮痛薬などが、第3類医薬品には整腸薬、うがい薬、ビタミン剤や滋養強壮剤などがあります。

突然の場合には、コンビニの利用も有効ですが、事前に近隣のコンビニでは、どのような薬を取り扱っているかを確認しておくことと、購入した薬で病状がなかなか治らない場合やアレルギー反応などが出た場合には、速やかに医療機関を受診することが大切です。

参考資料：厚生労働省ホームページなど



第四文化センターのつどいで啓発活動を行いました！

2月18日(土)に第四文化センターのつどいで消費者啓発活動を行いました。消費生活相談員が消費に関わるクイズを出し、参加者に消費行動を見直してもらう機会となりました。

消費生活センター運営協議会では、①食品ロスを減らそう！②「てまえどり」(買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ)の推進③缶詰・ビン詰・レトルト食品を上手に使った食生活の推進④地産池消の推進を行いました。当日は多くの方に来場して頂きました。



あなたもチャレンジ！消費者クイズ！！

Q. 7日前、訪問してきた事業者とリフォーム工事の契約をしたが、高額なのでやめたい。工事を始めていても契約をやめられる。

- ① やめられる ② やめられない (答えは下部に記載)

布団の処分や点検を口実にした強引な訪問販売に注意！

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、座布団ではなく羽毛布団などを勝手に出し「このままではダメになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には高額過ぎて支払えない。(80歳代)

【アドバイス】

- ・「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- ・布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- ・事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。(国民生活センター 見守り新鮮情報より)



消費者クイズの答え

答え：① やめられる

解説：事業者に訪問されて契約した場合は、契約書を渡されてから8日間はクーリング・オフができます。リフォーム工事が開始または完了している場合でも、クーリング・オフは可能です。既に完了した工事を無償で元に戻すように求めることができます。

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

稲城市百村 2111 番地

パルシステム生活協同組合連合会稲城事務センター3階

相談電話 042-378-3738

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

